

IC キャッシュカード特約

第 1 条（特約の提供範囲等）

- 1、 この特約は、IC キャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様の IC チップを搭載し、IC キャッシュカードとしての機能その他当組合所定の取引にかかる機能の利用を可能にするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- 2、 この特約は、キャッシュカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては、キャッシュカード規定が適用されるものとします。
- 3、 この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほか、キャッシュカード規定の定義に従います。

第 2 条（IC チップ提供機能の利用範囲）

- 1、 IC チップ提供機能（IC キャッシュカードとしての機能その他当組合所定の取引にかかる機能の総称）は、この機能の利用が可能な預金機、支払機、振込機その他の端末（以下「IC キャッシュカード対応機」といいます。）を利用する場合に提供されます。
- 2、 キャッシュカード規定第 1 条に定める提供先では、規定の定めにかかわらず、IC チップ提供機能を利用しての払戻しは、キャッシュカード規定第 1 条に定める支払提携先で行うことができます。

第 3 条（支払機による払戻限度額）

支払機による 1 日当たりの支払限度額は、当組合所定の金額範囲以内とします。

第 4 条（振込機による振込限度額）

振込依頼をする場合における 1 回あたりの振込は、当組合所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの振込は当組合所定の金額の範囲内とし、IC チップ提供機能を利用し振込と IC チップ提供機能を利用しない振込に分けて、それぞれに適用するものとします。

第 5 条（IC キャッシュカード対応機の故障時の取扱い）

IC キャッシュカード対応機の故障時には、IC チップ提供機能の利用はできません。

第6条（ICチップ読取不能時の取扱い）

- 1、 ICチップ等の故障等によって、ICキャッシュカード対応機においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当組合所定の手続きにしたがって、すみやかに当組合にICキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- 2、 ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応機においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当組合は責任を負いません。

第7条（カード有効期限）

- 1、 ICキャッシュカードにはセキュリティ維持のため、有効期限を設定しております。カードの有効期限経過後は、当該ICキャッシュカードのご利用ができなくなります。
- 2、 有効期限到来時には新しいICキャッシュカードを発行いたします。新カードが到着しだい旧ICキャッシュカードのICチップ部分を切断のうえ廃棄してください。

第8条（カード発行手数料）

- 1、 カード発行（新規発行、有効期限到来による更新発行）にあたっては、当組合所定の手数料はいただきません。
- 2、 有効期限内に、ICキャッシュカードの利用を取りやめた場合でも手数料は返却できません。
- 3、 カードの盗難、紛失等でICキャッシュカードを再発行する場合は、各種カード規定に従って取扱い、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

2011.05.23